

## 仏教僧団内のヒエラルヒー

生 野 昌 範

0. 出家者たちの集団である仏教僧団において、どのような序列によって秩序立てがなされていたのかということを、主に配分を手掛かりとして考察したい。

1. 先ず、Śayanāsanavastu において以下の記述がある [Śay-v 4.26-36]:

彼らは新たに具足した年長の者を尊敬し、尊重し、敬い、供養する。世尊は言う:「互いに年の始まりを尋ねた後に、敬意を表すべきである」[と]。彼らは尋ねられた時に、生まれ年を語る。世尊は言う:「具足した年の始まり<sup>1)</sup>が尋ねられるべきである」と。……「……先に具足したその者は、敬意を表されるべきである」[と]。<sup>2)</sup>

ここでは、出家してからの期間（法臘）に基づいて敬意を表すべきことが明言されている。ここから、序列の基準は出家してからの期間であると考えられる<sup>3)</sup>。

続いて、Śayanāsanavastu に以下のような記述がある [Śay-v 39.7-14]:

尊者ウパナンダは、あるヴィハーラにおいて僧団の「第一」古参の者であった。一省略—ある別の僧団の「第一」古参の者がそこにやって来た。ウパナンダは思案する:「私はこのヴィハーラにおいて僧団の「第一」古参の者であったが、[僧団の] 第二古参の者になるに違いない。私は他のヴィハーラへ行こう」と。彼（ウパナンダ）は他のヴィハーラへ行った; そのヴィハーラからあの者が去った。そこ（前のヴィハーラ）において第二古参の者の利得であるそれは、[今のこのヴィハーラにおける] 僧団の「第一」古参の者の「利得」と同じである。彼は思案する:「ここにおいても私にはその同じだけの利得がある。そこにおいても私にはその同じだけの利得がある。私は何ゆえ効用なしに僧団の「第一」古参の者であることを作っているのか（第一古参の者となっているのか）?」と。

この箇所から判明することは、出家者の移動により各僧団内の序列に変動が生じうること、並びに利得の配分が各僧団ごとにおいて行なわれるために僧団の第一古参の者の利得であっても僧団ごとに異なる、ということである。また、同一の僧団内であれば、第一古参の者は第二古参の者よりも多くの利得を得ることが前提とされているということが窺われる。

2.1. 次に、Varṣāvastu においてヴィハーラの配分が以下のように叙述されて

いる。

Varṣ(Sh) § 1.2.5.5.a-b ≈ 『根本説一切有部毘奈耶安居事』 [T 23 (No. 1445), 1041c16-23]:

a. それから後に、臥坐処を管掌する比丘は、ターダカ鍵とクンチカー鍵を手を取った後に、僧団の〔第一〕古参の者の前に立って、言うべきである:「古参の者よ、某甲ヴィハーラは、利得を有する、衣を有する。取りなさい」[と]。

もし〔僧団の第一古参の者がそれを〕取るならば、〔第一〕古参の者のヴィハーラがある場合、それが第二古参の者に与えられるべきである。第二古参の者のヴィハーラがある場合、それが第三古参の者に与えられるべきである。僧団の〔第一〕新参の者に至るまでその通りに行なわれるべきである。

b. もし僧団の〔第一〕古参の者が取らないならば、第二古参の者に〔それが〕与えられるべきである。第二古参の者が取らない〔ならば〕、第三古参の者に与えられるべきである。もし第三古参の者によって〔それが〕取られてしまっているのに、僧団の〔第一〕古参の者が請うならば、最初の言葉では与えられるべきではない。二番目の〔言葉〕でも与えられるべきではない。三番目の〔言葉〕では与えられるべきである。そして、僧団の〔第一〕古参の者はヴィナヤに対する違反であるドゥシュクリター罪を示すようにさせられるべきである。そのように、一省略—僧団の〔第一〕新参の者によって取られているのに、もし僧団の第三新参の者が請うならば、最初の言葉では与えられるべきではない。二番目の〔言葉〕でも与えられるべきではない。三番目の〔言葉〕では与えられるべきである。そして、僧団の第三新参の者はヴィナヤに対する違反であるドゥシュクリター罪を示すようにさせられるべきである<sup>4)</sup>。

最初に呈示される利得と衣を伴うヴィハーラというものがどういうものであるのかということは明らかではないが<sup>5)</sup>、ヴィハーラは第一古参、第二古参……第二新参、第一新参のように僧団内の法臘順によって配分される<sup>6)</sup>。その具体的な方法として、先ず呈示されたヴィハーラを年長者が取る場合は、その年長者が所有しているヴィハーラがあるならば、年長者が所有しているそのヴィハーラが次の順番の者に与えられる。そして、同じようにして、次から次へと僧団の第一新参の者に至るまで与えられていく。しかし、呈示されたヴィハーラを年長者が取らない場合は、取られなかったそのヴィハーラを次の順番の者に呈示する。これに関連して興味深い記述が述べられている: 呈示されたヴィハーラが年長者によって自分の順番の時に取られずに、自分より次々回の順番の者によって取られているにもかかわらず、既に取り残されたそのヴィハーラを年長者が三度請うならば、そのヴィハーラは年長者に与えられることになる。但し、その場合に年長者はドゥシュクリター罪を犯すことになる。

2.2. これに関連して Vinayasūtra に以下のような記述がある [VinSū Vārṣik(Sh) 22-23]:

(208)

仏教僧団内のヒエラルヒー (生 野)

22) 終わりに (?), そのターダカ鍵とクンチカー鍵を携えた [比丘] が前に立った後に, 「古参の者よ, 某甲ヴィハーラは利得を有する, 衣を有する. 取りなさい」と [ヴィハーラの] 性質に応じて告げて, 近づくこと. 23) [ヴィハーラを] 取ることなどは, 鉢のそれ (取ることなど) である / チベット訳: 鉢と同様である.

スートラ 22 の内容は Varṣ(Sh) § 1.2.5.5.a と対応していて明瞭であるが, スートラ 23 の「取ることなど」とは何を意図しているのでしょうか? それに関して, Vinayasūtra に対する註釈書の一つである Vinayasūtravṛtṭyabhidhānasvavyākhyāna (= VinSūSvVy) のチベット訳は, 以下のように説明する:

VinSūSvVy, bsTan 'gyur [D Āu 94b3-4 (No. 4119), P Ĥu 116a4-6 (No. 5621)]:

「取ることなどは, 鉢と同様である (23)」という [スートラ] において, 目的 (趣旨) は取ることと取らないことである. [順番が過ぎて人が] 介在しているので, [取られたヴィハーラを年長者に] 二度の言葉では与えるべきでなく, それ以降の [言葉] では [与えるべきでないということ] ではない, というこのことは他の [スートラ] においても推知される.

スートラ 23 の「取ることなど」というのは取ることと取らないことであり, さらに Varṣ(Sh) § 1.2.5.5.b における配分方法の一部に対応する説明がなされている. そして, この配分方法は Vinayasūtra によると鉢の配分方法と同様であると述べられているので, 次に鉢の配分方法に関して検討してみたい.

3.1. 鉢が配分されることを窺わせる記述が, ナイツサルギカー・パーヤンティカー第二十二條にある [PrMoSū(Mū/Ba) 30.1-6 ≈ PrMoSū(Mū: Tib.) 100.8-16; 『根本説一切有部戒經』 T 24 (No. 1454), 503b14-19]:

さて, 比丘が, 継ぎ目が5つより少なく [まだ] 享受される鉢を保持しているにもかかわらず, よい [鉢] を望むことに基づいて他の新しい鉢を自分のために求めまわるならば, 鉢が手に入った時点でナイツサルギカー・パーヤンティカーである. その比丘によってその (新しい) 鉢は比丘の集まりにおいて放棄されるべきである. そして, その比丘の集まりにおいて鉢の中で最後となる [鉢], それがその比丘に与えられるべきである.  
.....

この条文においては, 継ぎ目が5つ未満でまだ使用される鉢を持っているならば, 新しい鉢が求められるべきではないということが規定されている. さらに, この規定に違反して新しい鉢が得られたならば, その得られた鉢を巡って配分が行なわれるということも条文自体において窺い知ることができる. 但し, この規定に違反して得られた鉢が実際にどのように配分されるのかという方法までは, この

条文においては規定されていない。

そこで、ナイッサルギカー・パーヤンティカー第二十二条に対する Vinayavibhaṅga ('Dul ba rnam par 'byed pa) の記述を見てみたい。Vinayavibhaṅga では、この規定に違反して得られた鉢とは「結びつきのない鉢」であると説明され [D Cha 164a3, P Je 150a8], その鉢を巡る配分が以下のように叙述されている。

D Cha 164b6-165b3 (No. 3), P Je 151a3-b8 (No. 1032) ≈ 『根本説一切有部毘奈耶』 卷二十二 [T 23 (No. 1442), 745c24-746a11] <sup>7)</sup>:

私 (仏陀) は、結びつきのない鉢を配分する比丘の行動規則を制定しよう。……それから結びつきのない鉢を配分する比丘は、……結びつきのない鉢を手にとって、……僧団の [第一] 古参の者の前に立って、「古参の者よ、この鉢は非常に清澄で、形がよく (円形で)、享受するに堪えるものであります。それで、もしお望みになるならば、お取りになって下さい」と性質に応じて結びつきのない鉢を称賛して、与えるべきである。

また僧団の [第一] 古参の者がもし望むならば、[その鉢を] 取るべきである。もし僧団の [第一] 古参の者がその鉢を取ったならば、僧団の [第一] 古参の者の鉢であるそれが、僧団の第二古参の者に与えられるべきである。僧団の第二古参の者の鉢であるそれが、僧団の第三古参の者に与えられるべきである。そのようにして僧団の第二新参の者の鉢であるそれが、僧団の [第一] 新参の者に与えられるに至るまでなされるべきである。

もし僧団の [第一] 古参の者が取らなかったならば、[結びつきのないその鉢が] 第二古参の者に与えられるべきである。もし第二古参の者が取らなかったならば、第三古参の者に与えられるべきである。もし第三古参の者が [その鉢を] 取った時に、僧団の [第一] 古参の者が請うならば、最初の言葉では与えられるべきでなく、二番目の言葉でも与えられるべきでない。三番目の言葉で与えられるべきであるが、僧団の [第一] 古参の者によってヴィナヤに対する違反であるドゥシュクリター罪が告白されるべきである。そのように僧団の第三新参の者が取らなかったならば、第二新参の者に与えられるべきである。もし第二新参の者が取らなかったならば、[第一] 新参の者に与えられるべきである。もし僧団の [第一] 新参の者が取った時に、第三新参の者が請うならば、最初の言葉では与えられるべきでなく、二番目の言葉でも与えられるべきでない。三番目の言葉で与えられるべきであるが、僧団の第三新参の者によってヴィナヤに対する違反であるドゥシュクリター罪が告白されるに至るまでなされるべきである。

比丘のその集まりの最後の鉢となったそれが、その比丘に……与えられるべきである。結びつきのない鉢を配分する比丘が制定された通りの行動規則を正しく受け取って行動しないならば、過をもつ者となる。

以上のように、この箇所における鉢の配分方法はヴィハーラの配分方法と同一である <sup>8)</sup>。つまり、鉢も第一古参、第二古参……第二新参、第一新参のように僧団内の法臘順によって配分される。そして、呈示された鉢を年長者が取る場合は、その年長者の鉢が次の順番の者に与えられ、そのようにして僧団の第一新参の者

(210)

仏教僧団内のヒエラルヒー (生 野)

に至るまで与えられていく。一方、呈示された鉢を年長者が取らない場合は、取られなかったその鉢は次の順番の者に呈示される。さらに、呈示されたその鉢が年長者より次々回の順番の者によって取られているにもかかわらず、既に取りれてしまったその鉢を年長者が三度請うならば、その鉢は年長者に与えられることになる。但し、その場合に年長者はドゥシュクリター罪を犯すことになる。

さて、第一古参、第二古参……第一新参の順で鉢を配分するという記述は、『パーリ律』[Vin III 247.10–15]、『四分律』[T 22, 623c5–13]、『五分律』[T 22, 34b12–16]、『十誦律』[T 23, 54c6–12]、『摩訶僧祇律』[T 22, 316a4–6]にも存在する<sup>9)</sup>が、第三古参の者の順番に至っている鉢を第一古参の者が請い求めるという記述が存在するのはそれらの内で『十誦律』だけである。しかし、『十誦律』は第三古参の者の順番に至った鉢を第一古参の者に与えるべきではない、としている<sup>10)</sup>。従って、次々回の順番の者によって既に取りれている鉢を年長者に与えるとするのは、『根本説一切有部律』系統の文献だけである。

3.2. Vinayavibhaṅga の上記の配分方法に対応して Vinanayasūtra に以下のようにある [VinSū(TU) 39.4–7 ≈ D Wu 27b1–3 (No. 4117), P Zu 31a6–b1 (No. 5619)]:

「古参の者よ、この鉢は非常に清澄で、円形で、享受するに堪える。もし君が望むならば、取りなさい」と性質に応じて[言うこと]。気に入った後に、取ること。

[人が] 介在している者によって取られた[鉢]を請わないこと。

二度の言葉では与えないこと、それ以降の[言葉]では[与えないことは]ない<sup>11)</sup>。

この箇所の下二行におけるスートラ<sup>12)</sup>は、§2.2に引用した VinSūSvVy のチベット訳におけるヴィハーラの配分方法を説明する箇所の文言と近似している。

4. 仏教の出家者の序列の基準は出家してからの期間(法臘)であり、その序列に従って同一僧団内においてヴィハーラと鉢の配分が行なわれる。その際、年長者より次々回の順番の者によって取られているものでも年長者が三度請うならば、その取られたものが年長者に与えられる。しかし、その場合に年長者はドゥシュクリター罪を犯すことになる。但し、鉢の配分において年長者より次々回の順番の者によって取られている鉢を年長者が三度請い求めることにより当該の鉢が年長者に与えられるとするのは、『根本説一切有部律』系統の文献だけである。

1) Cf. J.-I. CHUNG, *Handbuch für die buddhistische Mönchsordination bei den Mūlasarvāstivādins*, Gimpō 2011, §§ II.iii.3.1–3; VinSū(TU) 2.24–30; 『南海寄歸内法傳』[T 54 (No. 2125), 219c7–220a9]. 2) Cf. 『南海寄歸内法傳』卷一 [T 54, 206c9]: 「宜取受戒之日以論大小」。

3) 臥坐処と木々などが「年長に応じて (yathāvṛddhikayā)」指定

されるべきである [Śay-v 43.1f., 54.19f.] という Śayanāsanavastu の記述においても「[法臘の] 年長に依じて」であると考えられる。なお、『根本説一切有部律』系統ではない可能性が高い断簡 [HOERNLE, MR, p. 9f.] ではあるが, 「54 年, 53 年, 52 年, 51 年, 50 年の [比丘] たち……1 年未満の [比丘] たち (avarṣika-)」の順で臥坐処を取らせるとしている。この「1 年未満の [比丘] たち」とは, 生まれ年であるとは考え難い。 4) Cf. Adhik-v 93.32–94.17. 5) Cf. 雨季の逗留生活へ入る前に新しくヴィハーラが建立されることもあった [GilMs III 2.105.15f., 107.11f.]. 6) 但し, parivāsa や mānāpya を科されている比丘には全員の最後にヴィハーラが指定され则认为られる [GilMs III 3.99.20]. 7) Cf. 『根本説一切有部百一羯磨』 [T 24 (No. 1453), 497b20–c5]; 『根本薩婆多部律攝』 [T 24 (No. 1458), 562b29–c13]. 8) 但し, 鉢の配分においては, ヴィハーラの配分の場合とは異なり, 最初に呈示される鉢とは規定違反によって生じた鉢であるということが明確であり, さらに僧団において最後に残った鉢がこの規定に違反した者に与えられる。 9) Cf. 平川彰『二百五十戒の研究Ⅱ』春秋社, 1993, pp. 425, 429. 10) 『十誦律』卷八 [T 23, 54c10–12]: 「問第三上座時, 若第一上座心悔還自索鉢者, 佛言. 不應與. 若上座強取, 應還奪. 教上座作突吉羅悔過」。また, 『十誦律』では房 (ヴィハーラ) の配分 [→§ 2.1] に関しても第三古参の者の順番に至った房を第一古参の者に与えるべきではない, としている [T 23, 245c5–12] (但し, 雨季の逗留生活へ入る前とは限定していない)。さらに, 『四分律』では, 雨季の逗留生活へ入る前に房舎が配分される方法が叙述されている [T 22, 831b1–10] が, 第一古参の者が第三古参の者の順番に至った房舎を請い求めるという記述自体が存しない。 11) VinSū 及び VinSūSvVy の梵語写本 [『チベット・ウメ字転写梵文写本集成影印版』(大正大学, 2001): VinSū 17r4, VinSūSvVy 27r8] に基づき, VinSū(TU) の本文を一部変更した。 12) 下二行のストラに対する VinSūSvVy の註釈が梵語写本においても現存しており [27r8 (≈ D Žu 170a1–3, P Hu 198b3–6)], 一人が介在する場合に請うことができるのであって多くの者が介在する場合には請わないようにするという趣旨の説明がなされている。

# 〈略号〉

**GilMs**: *Gilgit Manuscripts*, ed. N. DUTT, Vol. III 2–3, Delhi <sup>2</sup>1984. **HOERNLE, MR**: A.F.R. HOERNLE, *Manuscript Remains of Buddhist Literature*, Oxford 1916. **PrMoSū (Mū/Ba)**: ANUKUL CHANDRA BANERJEE, *Two Buddhist Vinaya Texts in Sanskrit*, Calcutta 1977. **PrMoSū (Mū: Tib.)**: JASB, N.S. 11 (1915), pp. 29–139. **Śay-v, Adhik-v**: *The Gilgit Manuscript of the Śayanāsanavastu and the Adhikaravastu*, ed. R. GNOLI, Roma 1978. **Varṣ (Sh), VinSū Vārṣik (Sh)**: M. SHŌNO, *Acta Tibetica et Buddhica* 3 (2010), pp. 1–128. **VinSū (TU)**: <http://www.tmx.tais.ac.jp/sobutsu/>.

(本稿は, 平成 23 年度科学研究費補助金 (若手研究 (B)) による成果の一部である。)

〈キーワード〉 Vinaya, Gilgit, ヒエラルヒー, ヴィハーラ, 鉢

(大阪大学助教, 博士 (文学))